

公共建築物における木材の利用の促進のための計画

平成 28 年 4 月 1 日
国 土 交 通 省

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（以下「法」という。）及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）」（以下「基本方針」という。）に基づき国土交通省が定めた「公共建築物における木材の利用の促進のための計画（平成 23 年 5 月 10 日公表）」（以下「国土交通省公共建築物木材利用計画」又は「本計画」という。）について、その実施状況等を踏まえ、下記のとおり改定する。

記

1 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

(1) 国土交通省公共建築物木材利用計画の対象

本計画は、基本方針に基づき、国土交通省がその所管予算により整備する公共建築物の木造化及び内装等の木質化並びに国土交通省の所管に属する公共建築物における木材を原材料として使用した備品、消耗品及び木質バイオマスの利用を対象とする。

(2) 国土交通省公共建築物木材利用計画の対象期間等

本計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を対象とし、その実施状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること（既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を計上しているものを含む。）等により木造化及び内装等の木質化並びに木材をその原材料とした備品及び消耗品の調達が困難なものについては、本計画の対象外とする。

(3) 国土交通省公共建築物木材利用計画の基本的方針

- ① 国土交通省は、基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図ることとする。なお、本計画において、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当た

り、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

- ② 国土交通省は、基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料としたものの導入に努めるものとする。
- ③ 国土交通省は、基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）及び国土交通省の所管に属する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを原則とする。

2 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

（1）木造化及び内装等の木質化についての目標

国土交通省が整備する公共建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等積極的に木造化を促進する対象としないもの又は法令等の制限により木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。

建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、コスト等を考慮しつつ、木造化を図るよう努めるものとする。

また、国土交通省が整備する公共建築物について、関係法令等の制

約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいては、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するものとする。

(2) 備品及び消耗品についての目標

①備品

待合室及び会議室の机、書棚等で直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いものを中心に、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。

②消耗品

コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル及びその他の文具類の購入並びに印刷物における印刷用紙等の調達に当たっては、コスト等を考慮しつつ、間伐材又は合法性が証明された木材を使用したものを購入するよう努めるものとする。

3 その他国土交通省公共建築物木材利用計画に基づく取組の推進のために必要な事項

(1) 国土交通省公共建築物木材利用計画の推進体制

- ① 国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議（別添）において、国土交通省の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を行う。
- ② 国土交通省における基本方針に基づく措置の実施状況については、国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議に報告する。

(2) その他

木造の公共建築物の整備の効率化に資するため、木造の保全に関する基準類を策定し、これまでに策定した木材利用に係る技術基準類とともに、国土交通大学校研修「木材利用推進研修」等を通じて積極的に周知を行う等、その普及に努める。

付記

公共建築物の木造化又は内装等の木質化に当たっては、当分の間、東日本大震災の復興用資材の適切な確保の支障とならないよう留意するものとする。

(別添)

国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議の設置について

平成 23 年 3 月 9 日

1 趣旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号）」に基づき、国土交通省が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「国土交通省公共建築物木材利用計画」という。）が効果的に推進されるよう、国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議（以下「公共建築物省内連絡会議」という。）を設置し、省内関係部局間の円滑な連絡・調整等を行うものとする。

2 構成

公共建築物省内連絡会議の構成員は、別記のとおりとする。

3 任務

- (1) 国土交通省公共建築物木材利用計画の作成又は変更に関すること
- (2) 国土交通省公共建築物木材利用計画に基づく措置の実施の状況に関すること
- (3) 国土交通省公共建築物木材利用計画の推進に係る連絡・調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

4 事務局

公共建築物省内連絡会議の庶務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課及び整備課が行うものとする。

(別記)

国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議 構成員

大臣官房 会計課長

大臣官房 福利厚生課長

大臣官房 官庁営繕部 管理課長

大臣官房 官庁営繕部 整備課長 (◎)

都市局 総務課長

水管理・国土保全局 総務課長

道路局 総務課長

自動車局 総務課長

港湾局 総務課長

航空局 総務課長

国土技術政策総合研究所 総務部 総務課長

国土地理院 総務部 契約課長

気象庁 総務部 総務課 施設物品管理室長

海上保安庁 装備技術部 施設補給課長

(◎) は、議長である。